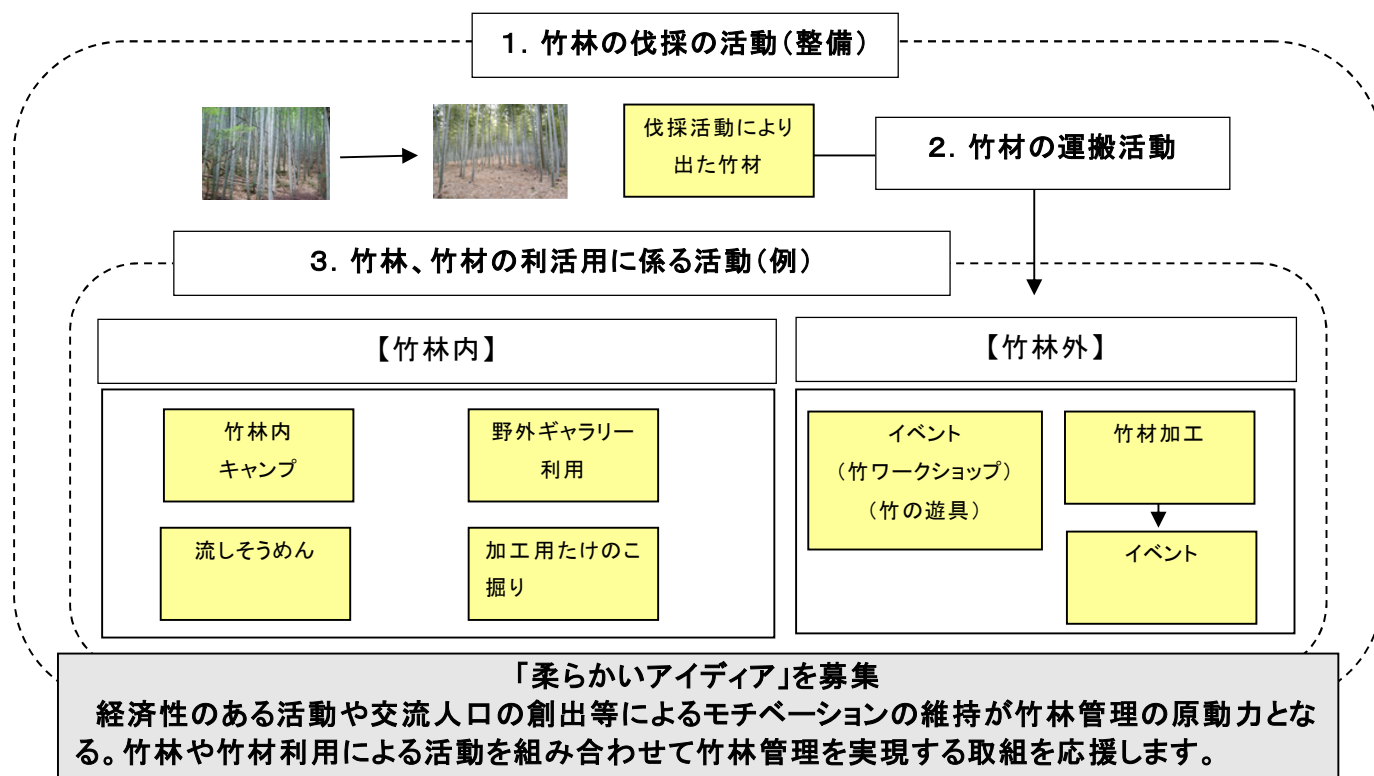


竹林・竹材利用を行う活動を支援します。

「市民参加型竹林管理モデル実証事業」

市内には、放置された竹林が拡大しています。この放置された竹林を管理された竹林へ転換し、維持保全していくには、竹林伐採に関わる事業者の参画・増加が求められています。

そこで、竹林管理のサイクルの中で経済性や独創性のある活動を行おうとする事業者を広く募集し、その活動の補助を行い、多様な市民の竹林・竹材利活用へ関わる機会を創出(実証)し、竹林管理に関わる事業者の参画・増加を図ります。



最大 200 万円を補助します。

1. 竹林の伐採に係る経費
2. 伐採した竹材の運搬に係る経費
3. 竹林、竹材の利活用に係る経費

※竹林整備の継続のために、「将来的にどのように、収益化や、交流人口の創出等によるモチベーションの維持向上を図っていくか。」、また「実施して、どのような点が課題となるか」など、計画書の提出、実施後の報告が必要になります。(実証的な活動アイデアを支援します。)

補助メニュー

◆利用する竹林の状況について(事前にご確認ください)

- ・竹林は何ヘクタールありますか？(10,000 m²=1ha)※対象竹林は、0.1ha～0.5ha
- ・現在の竹の密度は？(10m×10mの基準値を設け、竹の成立本数を計測する)
- ・400本/0.1ha以上の竹密度の竹林を事業対象とします。
- ・竹林を借り受けて取り組みを実施する場合、竹林所有者の同意が必要です。

1. 竹林の伐採に係る経費の補助

管理が十分にされていない竹林を伐採し、適切な密度等に整備する活動の経費を補助する。
次に掲げる面積当たりの伐採本数に応じた単価に伐採面積を乗じた得た額とする。

(補助額=基準単価×面積)

基準単価 (0.1ha 当たり)	
伐採本数 150 本以上	50,000 円
伐竹本数 300 本以上	100,000 円
伐竹本数 450 本以上	150,000 円



※計測した竹の成立本数に対して、年間に伐採(間伐)する本数を竹林、竹材の利活用の計画に合わせて設定する。

※複数年かけて、目標の竹密度にすることも可。

※竹の密度 400 本/0.1ha 以上の竹林が対象。

2. 伐採した竹材の運搬に係る経費の補助

当該事業で伐採した竹を竹林外に持ち出して利活用する場合の運搬活動の経費を補助する。
次に掲げる運搬単価に竹材の運搬重量を乗じて得た額とする。

・(補助額=基準単価×運搬量(t))

基準単価 (1t 運搬に対する補助)	
1t 当たり (100 kg未満切り捨て)	10,000 円

※竹 30 本=1t 換算

※伐採竹全量を運搬する必要はない

(伐採〇〇トンのうち〇トンを運搬)

※玉切り等を行い竹の一部を運搬する場合は、事業主体が算定した重量であって市長が適当と認めたものとする。

3. 竹林、竹材の利活用に係る経費の補助

竹林活用、竹材利用に係る活動を補助する。(竹林内外での実施を問わない)
必要な経費のうち次に掲げるもの。ただし、60万円を上限とする。

対象経費	
需用費、備品費、役務費、使用料及び賃借料、委託費、保険料など (人件費、食糧・飲食代は除く)	最大 600,000 円

申込み・問い合わせ先

産業経済局 農林水産部 農林課
〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1
(電話)093-582-2078 (ファックス)093-582-1202
(担当:山本、福山)